

平成26年6月12日 開会
平成26年6月 日 閉会

平成26年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

報告第1号	平成25年度江差町一般会計継続費繰越計算書について……………	P 1
報告第2号	平成25年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	P 3
報告第3号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 5
議案第1号	江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について……………	P 7
議案第2号	江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を 変更する規約について……………	P 9
議案第3号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	P 11
議案第4号	平成26年度江差町一般会計補正予算(第5号)について……………	P 13
議案第5号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約に ついて……………	P 25
議案第6号	北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約について……………	P 27
議案第7号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 29

報告第1号

平成25年度江差町一般会計継続費繰越計算書について

平成25年度江差町一般会計継続費繰越計算書について、別紙のとおり通次繰越したので地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

平成25年度 江差町一般会計 継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成25年度継続費 予算現額			支出 済 額 及 出 見 込 額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国道 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10	3	江差中学校 改築整備	1,497,000,000	849,735,000	582,490,000	1,432,225,000	526,741,686	905,483,314	905,483,314	68,481,314	281,202,000	555,800,000	0

報告第2号

平成25年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり繰越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一治

平成25年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
6	1	農業基盤整備促進事業(暗渠排水整備)	円 45,716,000	円 45,716,000	円	円 調定未済額 44,720,000 (内訳) 道補助金 31,200,000 負担金 13,520,000	円 996,000
8	6	町営住宅南が丘第2団地外壁等改修	円 18,271,000	円 18,271,000	円	円 調定未済額 8,770,000 (内訳) 国庫補助金 8,770,000	円 9,501,000
9	1	檜山広域行政組合負担金(消防救急デジタル無線整備)	円 38,619,000	円 38,619,000	円	円 調定未済額 38,600,000 (内訳) 町債 38,600,000	円 19,000
14	1	直轄港湾災害復旧(西外防波堤・西防波堤災害復旧)	円 38,836,000	円 3,884,000	円	円 調定未済額 3,800,000 (内訳) 町債 3,800,000	円 84,000

報告第3号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年4月28日専決

江差町長 濱 谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 濱 谷 一 治

(乙) A

2 事故の概要

- (1) 平成26年1月10日午前8時頃において、甲の所有する町道江差中学校通りを乙が自家用車で走行中、柵の蓋に自家用車が乗り上がった際に蓋が跳ね上がり、乙の所有する自家用車の一部を破損させたものである。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

- (1) 甲及び乙は、上記に起因する自家用車の補修に係る費用が339,003円であると確認し、甲の加入する全国町村会総合賠償補償保険にて補修するものとする。
- (2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

議案第1号

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定に伴う障害者自立支援法の改正により、条例を改正する必要が生じたため。

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年2月11日江差町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1（附則第4項関係）法令又は条例に基づく委員の部中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

議案第2号

江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を
変更する規約について

江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を、次のよう
に変更するものとする。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定に伴う障害者自立支援法の改正により、規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第2項及び第3項の規定による協議が必要なため。

江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を
変更する規約

江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように
変更する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律」に改め、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第2条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則

この規約は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

議案第3号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年江差町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条中第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第4号

平成26年度江差町一般会計補正予算（第5号）について

平成26年度江差町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ15,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,778,486千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

平成26年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成26年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	町有地法面崩落復旧対策	2,247					2,247	
総務費	住民運動対策費	コミュニティ助成(豊川町豊榮山山車土台改修整備事業補助)	2,500				2,500		
総務費	住民運動対策費	新栄・円山デジタルテレビ中継局予備電源整備	6,204	3,102				3,102	
農林水産業費	農業振興費	青年就農給付金事業	1,500		1,500				
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策(戸別所得補償制度)	1,789		1,789				
教育費	文化会館管理費	文化会館スプリンクラーポンプ配管改修	1,388					1,388	
計			15,628	3,102	3,289		2,500	6,737	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		369,444	3,102	372,546
	2 国庫補助金	41,472	3,102	44,574
14 道支出金		277,759	3,289	281,048
	2 道補助金	60,382	3,289	63,671
18 繰越金		1,058	6,737	7,795
	1 繰越金	1,058	6,737	7,795
19 諸収入		173,512	2,500	176,012
	4 交付金	10,077	2,500	12,577
歳入合計		4,762,858	15,628	4,778,486

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		726,910	10,951	737,861
	1 総 務 管 理 費	678,485	10,951	689,436
6 農 林 水 産 業 費		135,141	3,289	138,430
	1 農 業 費	83,188	3,289	86,477
10. 教 育 費		461,345	1,388	462,733
	5 社 会 教 育 費	57,680	1,388	59,068
歳 出 合 計		4,762,858	15,628	4,778,486

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	369,444	3,102	372,546
14 道支出金	277,759	3,289	281,048
18 繰越金	1,058	6,737	7,795
19 諸収入	173,512	2,500	176,012
歳入合計	4,762,858	15,628	4,778,486

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	726,910	10,951	737,861	3,102		2,500	5,349
6農林水産業費	135,141	3,289	138,430	3,289			
10教育費	461,345	1,388	462,733				1,388
歳出合計	4,762,858	15,628	4,778,486	6,391	0	2,500	6,737

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	369,444	3,102	372,546
2 国庫補助金	41,472	3,102	44,574
6 総務費国庫補助金	0	3,102	3,102
14 道支出金	277,759	3,289	281,048
2 道補助金	60,382	3,289	63,671
3 農林水産業費道費補助金	24,353	3,289	27,642
18 繰越金	1,058	6,737	7,795
1 繰越金	1,058	6,737	7,795
1 繰越金	1,058	6,737	7,795
19 諸収入	173,512	2,500	176,012
4 交付金	10,077	2,500	12,577
5 総務費交付金	1,200	2,500	3,700
歳入合計	4,762,858	15,628	4,778,486

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	3,102	地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助
1 農業費補助金	3,289	北海道青年就農給付金事業費補助 1,500 経営所得安定対策直接支払推進事業補助 1,789
1 前年度繰越金	6,737	前年度繰越金
1 総務費交付金	2,500	一般財団法人自治総合センター助成（コミュニティ助成）

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	726,910	10,951	737,861	3,102		2,500	5,349
1 総務管理費	678,485	10,951	689,436	3,102		2,500	5,349
5 財産管理費	74,581	2,247	76,828				2,247
8 住民運動対策費	4,254	8,704	12,958	3,102		2,500	3,102
6 農林水産業費	135,141	3,289	138,430	3,289			
1 農業費	83,188	3,289	86,477	3,289			
2 農業振興費	19,918	3,289	23,207	3,289			
10 教育費	461,345	1,388	462,733				1,388
5 社会教育費	57,680	1,388	59,068				1,388
4 文化会館管理費	28,681	1,388	30,069				1,388
歳出合計	4,762,858	15,628	4,778,486	6,391	0	2,500	6,737

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
15	工事請負費	2,247	町有地法面崩落復旧工事
15	工事請負費	6,204	新栄・円山デジタルテレビ中継局予備電源設備設置工事
19	負担金補助及び交付金	2,500	豊川町豊栄山山車土台改修整備事業補助
19	負担金補助及び交付金	3,289	江差町地域農業再生協議会補助（経営所得安定対策直接支払推進事業補助） 青年就農給付金
15	工事請負費	1,388	文化会館スプリンクラーポンプ配管改修工事

議案第5号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について協議する必要が生じたため。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第6号

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合が加入するため。また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について協議する必要があるため。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第7号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成22年9月10日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成26年6月12日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

江差町民野球場スコアボード改修工事の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に登載し、過疎債を活用するために、当該計画を変更する必要があるため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成22年度～平成27年度）を次のとおり変更する。

1 産業の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8) 観光又はレクリエーション	江差町民野球場スコアボード改修工事	町	

_____部分を加える。